

緑の募金公募事業注意事項

(公社) 島根県緑化推進委員会

平成 24 年 4 月 2 日

1. 基本的な事項

- ① 事業者と、事業地（地権者）との貸借関係が明確になっていること。
- ② 事業者の規約、規定の中で事業の実施が担保されていること。
- ③ 事業の実施に当たっては、ボランティアにより行うことを基本とする。
- ④ 事業実施場所には、「緑の募金公募事業」により実施した旨の標柱を設置すること。
- ⑤ 事業実施に当たっては、報道機関へ取材を要請し、「緑の募金公募事業」のPRに努めること。
- ⑥ 事業地の育成管理は、事業者が一定の期間（5年以上）行うこと。
- ⑦ 農業祭等での苗木の配布は、安価でかつ緑化推進になじむ樹種を選定するとともに、緑の募金活動を併せて行うこと。

2. 助成対象について

- ① 資材単価の積算は、(別紙1)「植栽工事、支柱工事等の共通単価表」により行うこととし、これを上回る場合は、その理由を明記すること。
- ② 植栽苗の大きさは、ボランティアが自ら植栽できる中低木とし、1本4千円程度を限度とする。
- ③刈払機、チェーンソー等の高額な備品については、原則として借り上げとすること。
- ④ 貸切バスの借り上げは、多数の参加者が遠距離を移動して植栽等をする場合とする。
- ⑤ 学校（幼稚園を含む）が、ボランティア団体等と連携して、校内や学校周辺の環境緑化を行う場合の支援対象は、指導者謝金、学習教材費、車輛借料、苗木等資材費、傷害保険料とする。
- ⑥ ボランティア活動を推進するため、車輛借り上げ、燃料費、傷害保険料、最小限の事務費（消耗品費、印刷費、通信運搬費）は、支援対象とする。
- ⑦ 事業の一部を、森林組合等の専門的な知識や技術を有する者に委託しなければならない場合は、委託費の交付金に占める割合は、50%以内とする。

⑧ 植栽後3年目までの保育経費（下草刈り、除伐等）は、支援対象とする。

⑨ 下記の経費は、助成対象外となる。

- ア 草花購入費及び花壇の造成費
- イ 植栽後4年目以降の継続的な保育管理にかかる経費
- ウ 通常行われる団体の運営経費（事務費、人件費等）
- エ 飲食費（但し、作業中の飲料水は対象可）

3. 予算配分について

① 一事業当たりの交付限度額は、50万円以内とする。ただし、植栽面積、植栽本数、参加人数が0.5ha、500本、100人を越える場合は、100万円以内とし、前期、後期に分けて実施することができるものとする。

② 新規地区に重点配分し、継続地区については、5年間を限度に年率5%の率で減額する。

③ 植栽等事業目的部分に重点配分し、作業路、歩道開設は、必要最小限とする。

4. 事業の申請、実施報告について

① 事業の申請、概算払請求、実施報告の提出に当たっては、必ず市町村を経由すること。

② 事業が完了したときは、実施報告書を速やかに、提出すること。

実施報告書には、次の資料を添付する。

- ア 位置図、実績図（1/5,000以内）、事業費実績表
- イ 写真（作業前、作業中、竣工、標柱）5枚以上
- ウ 支出が証明できる請求書または領収書の写し

③ 助成金振込口座欄（特に口座名義人・フリガナ）に間違いのないよう記載すること。（実施報告の内容に問題がなければ、1週間程度で指定口座に振り込まれるので、記帳確認すること。）

④ できる限り交付決定額を変更しないよう事業を執行する。（交付決定額の30%を越える減額の場合は、変更承認申請書の提出が必要。）

総額が変わらなくても、内容を大きく変更する場合は、事前に連絡すること。

⑤ 交付金に係る収入、支出を明らかにした帳簿・証拠書類を整備すること。